

労働基準広報

2015 No.1846

3/1

CONTENTS

特集 新「くるみん」と「プラチナくるみん」取得などについて — 6

4月1日開始のプラチナくるみん認定には 既にくるみん認定企業であることが必要に

平成27年4月1日、改正次世代育成支援対策推進法が施行される。施行日以降、現行の「くるみん」認定については改正認定基準が適用されることとなり、また、より高い水準の取組を評価する制度として新たに「プラチナくるみん」認定がスタートする。「プラチナくるみん」認定を受けるためには、①くるみん認定を受けたことがあること、②行動計画を策定・実施し、11の認定基準を満たすこと——という条件を満たした上で、各都道府県労働局雇用均等室に申請することが必要。

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課)

● 弁護士 & 元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 18

〈第7回〉改正パートタイム労働法等
パートタイム労働をめぐる問題②

職務内容や人材活用の仕組みの差異は
就業規則の規定ではなく実態で判断
(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

● 企業税務講座 ————— 28

第51回 平成27年度 税制改正大綱 ①

法人実効税率の引下げなど
(弁護士・橋森正樹)

● 労働局ジャーナル

〔岐阜労働局〕 ————— 34

〔徳島労働局〕 ————— 35

● トピック/労働保険等における
「現物給与の価額」の改定 — 38

実態に即し4月から46都道府県の
「食事の現物給与価額」を改定

(編集部)

● NEWS ————— 1

(厚労省・過重労働削減が主眼の重点監督結果)違法残業や不払残業の法違反率83.6%/
(技能実習制度見直しで報告書)優良な受入企業に限り実習期間最長5年に延長/(26年10月現在の外国人雇用状況)外国人労働者は前年と比べ9.8%増の約79万人/ほか

● 企業事例連載 「ポジティブ・オフ」で
企業価値の向上を⑦ ————— 36

社長自ら長期休暇取得を謳い
短い就業時間で効率化を図る

～株式会社イチネンホールディングス～

(国土交通省 観光庁)

● 労務資料 平成26年賃金引上げ等の実態調査結果②賃金の改定事情等 — 41 ● 連載 労働スクランブル® (労働評論家・飯田康夫) — 46 ● わたしの監督雑感 山梨・甲府労働基準監督署次長 筑山忠 — 54 ● 編集室 — 56

回答者

労務相談室

徴収法 [労働保険の一括有期事業開始届を届出済] 追加工事発生したが — 48 特定社労士・飯野正明

募集・採用 [業績悪化で労働契約締結時の労働条件を変更] トラブル避けるには — 50 弁護士・山口毅

解雇・退職 [配転拒否し欠勤続けたため退職扱い] 不当解雇の文書が来たが — 52 弁護士・荻谷聡史

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内